

本教材の利用について

- 本教材は、平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究「デザインの創作活動の特性に応じた実践的な知的財産権制度の知識修得の在り方に関する調査研究」（請負先：国立大学法人大阪大学 知的財産センター）に基づき作成したものです。
- 本教材の著作権は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、特許庁に帰属しています。また、本教材は、第三者に権利があることを表示している内容を除き、クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。



- 本教材は、できる限り正確な情報の提供を期して作成したのですが、不正確な情報や古い情報を含んでいる可能性があります。本教材を利用したことにより損害・損失等を被る事態が生じたとしても、特許庁、国立大学法人大阪大学 知的財産センター及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

[本教材の利用に関するお問い合わせ先]
特許庁 審査第一部 意匠課 企画調査班
TEL : 03-3581-1101 (内線2907)

パート1

デザインとビジネス

「デザイナーが身につけておくべき知財の基本」

- 01-01 これからのデザインの役割を考える
- 01-02 デザイナーの役割
- 01-03 デザイナーと知的財産
- 01-04 学生と知的財産

01-01

これからのデザインの役割を考える

デザインの領域の例

プロダクト



資料提供：マツダ株式会社

パッケージ



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

クラフト



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

グラフィック※



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

※ここでは情報の可視化手法に着目して「グラフィック」としている。

インテリア



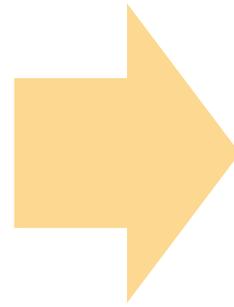
JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

建築、都市・景観



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

社会環境
経済環境
市場・技術
の変化



デザインの概念
の変化

- ソーシャルデザイン※などデザイン領域の拡大
- モノとコトのデザインの需要拡大
- 経営戦略と同期したデザイン企画・マネジメントの必要性

クリエイティブな活動をするためには
社会で何が起きているかを知ることが重要

※：社会における課題に対する解決への取組。

01-01 これからのデザインの役割を考える

パーソナルモビリティ [WHILL Model A]



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

WHILL株式会社

2015年度グッドデザイン大賞

電動義手 [HACKberry]



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

exiii株式会社

2015年度グッドデザイン金賞

01-01 これからのデザインの役割を考える

バーチャルリアリティシステム [PlayStation®VR]



©2016 Sony Computer Entertainment Inc. All rights reserved.
Design and specifications are subject to change without notice.

JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント

2016年度グッドデザイン特別賞 [未来づくり]

乾電池関連製品 [MaBee (マビー)]



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

ノバルス株式会社

2016年度グッドデザイン金賞

01-01 これからのデザインの役割を考える

賃貸共同住宅 [ホシノタニ団地]



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

小田急電鉄株式会社
株式会社ブルースタジオ

2016年度グッドデザイン金賞

空港 [成田国際空港 第3旅客ターミナル]



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

成田国際空港 第3ターミナル プロジェクト
[成田国際空港株式会社 + 株式会社日建設計 +
株式会社良品計画 + 株式会社PARTY]

2015年度グッドデザイン金賞

01-01 これからのデザインの役割を考える

レジ袋 [キャリーカップ]

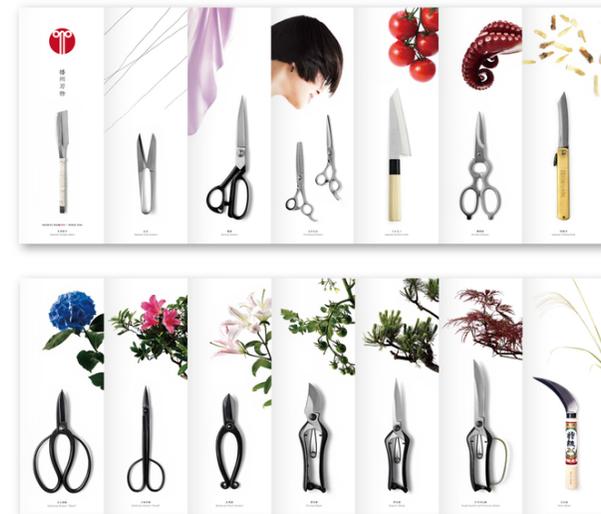


JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

株式会社ミヤゲン

2016年度グッドデザイン特別賞 [ものづくり]

ビジネスモデル [播州刃物]



JDP, GOOD DESIGN AWARD (<http://www.g-mark.org>)

小野金物卸商業協同組合
合同会社シーラカンス食堂

2015年度グッドデザイン・ものづくりデザイン賞

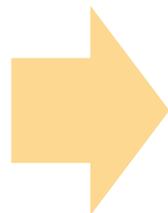
01-02 デザイナーの役割

- デザイナーには、新たなモノ・コトの創出、既存のモノ・コトに対する付加価値の創出、経済的・社会的価値の創出が期待される。
- デザイナーは、事業活動の上流から下流までを一気通貫するデザインマネジメントを行う役割をもつ。

デザインマネジメント

①経営戦略

企業価値・経営戦略の
コミュニケーション



②経営戦術

マーケティング戦略・
商品のコミュニケー
ション

広告デザイン



③デザイン部門

商品デザイン
コンテンツデザイン
建築デザイン
など

01-03 デザイナーと知的財産

特許権

- リチウムイオン電池に関する発明
- 画面操作インターフェイス（ズーム・回転等）に関する発明
- ゲームプログラムの発明

実用新案権

- 電話機の構造に関する考案
- ボタンの配置や構造に関する考案

意匠権

- 美しく握りやすい曲面が施された携帯電話機デザイン
- 携帯電話機の操作に用いる画面デザイン



商標権

- 電話機メーカーやキャリア各社が自社製品の信用保持のために製品や包装に表示するマーク

著作権

- キャラクター、ゲーム、音楽などの創作（表現）

創作意欲を喚起

知的創造物についての権利等

特許権 (特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年
(一部最大5年延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年（法人は公表後50年、映画は公表後70年）

営業秘密の保護 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

⋮

信用の維持

営業上の標識についての権利等

商標権 (商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年（更新あり）

商品等表示の保護 (不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

⋮

その他関係する法令

製造物責任法

- 製品に欠陥があった場合の製造業者等に対する賠償を定める

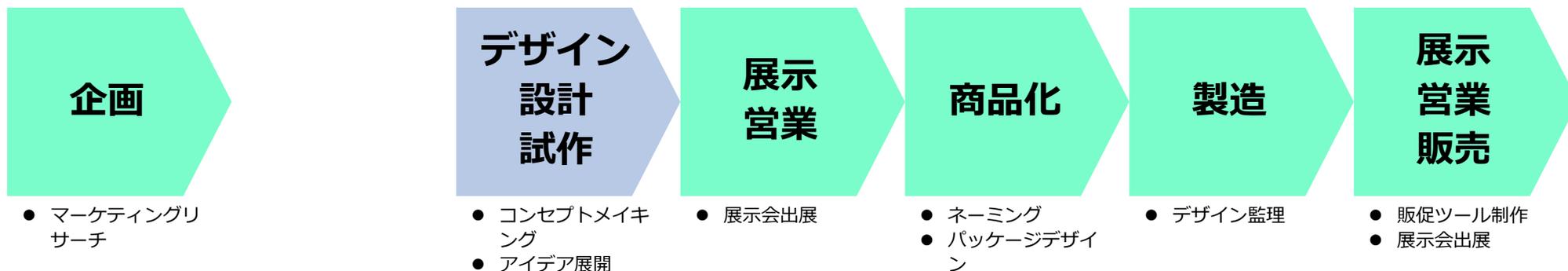
景品表示法

- 不当表示や過大な景品類から一般消費者の利益を保護

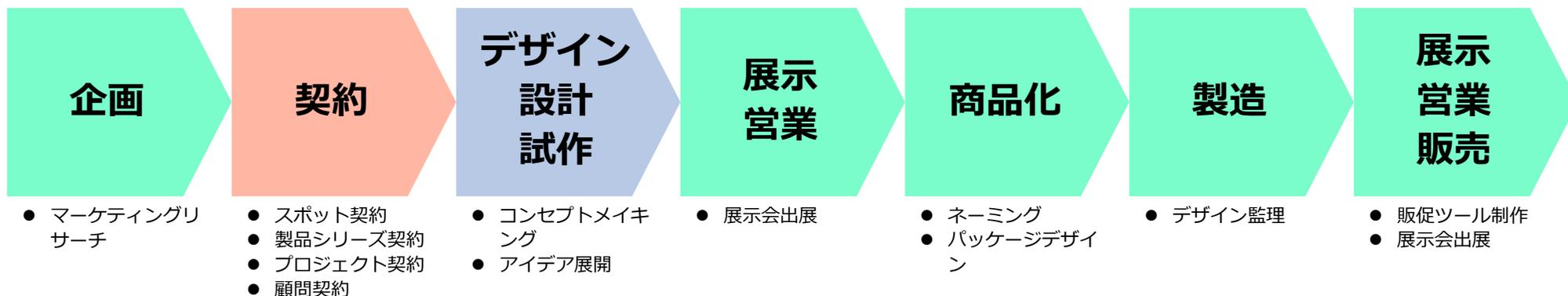
知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト「知的財産権制度入門」を基に作成

企業におけるデザインプロセスの例（プロダクトデザインの場合）

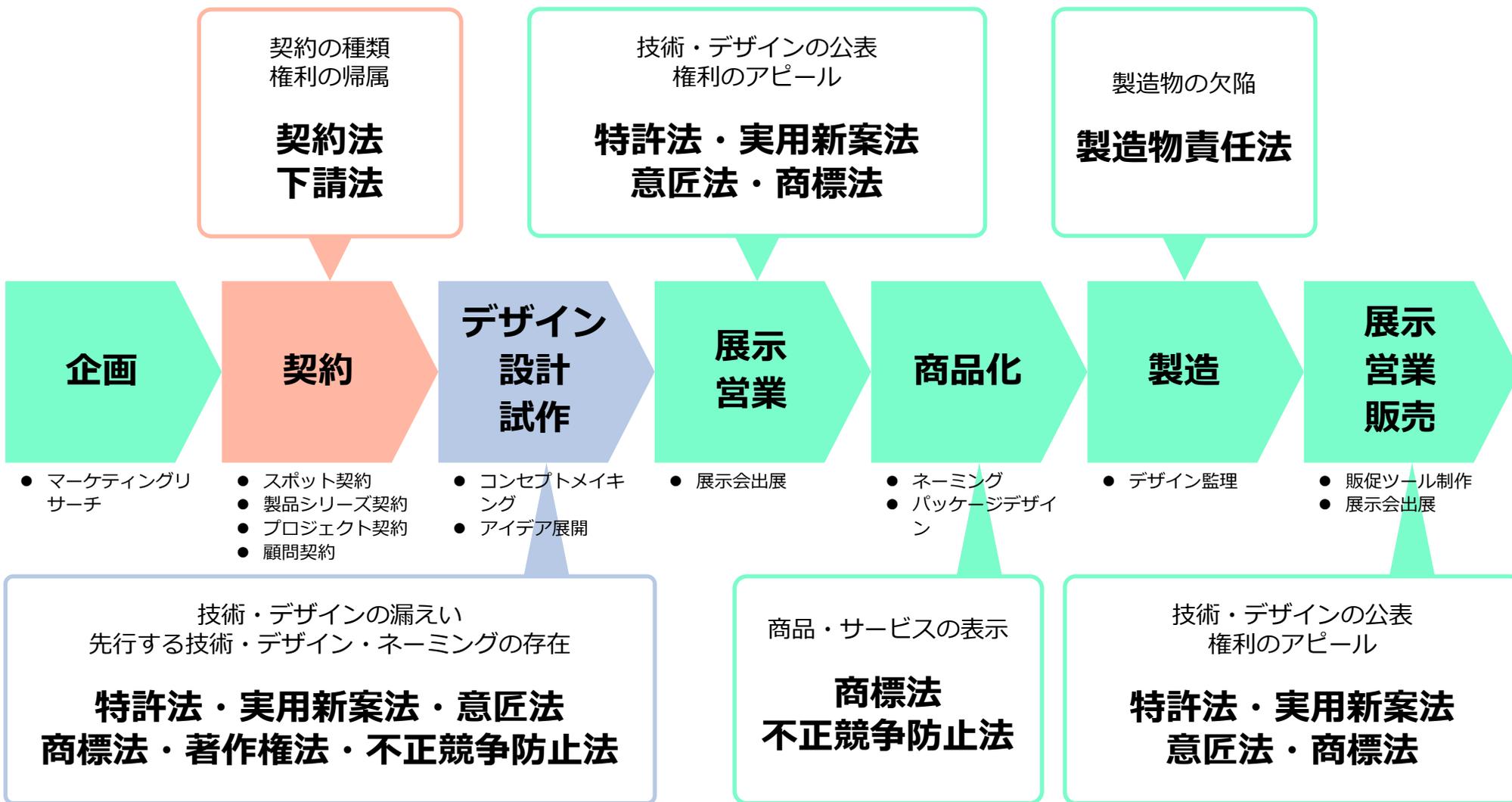
① インハウスデザイナーの場合



② フリーランスデザイナーの場合



デザイナーが知っておくべき知的財産に関する事柄



01-04 学生と知的財産

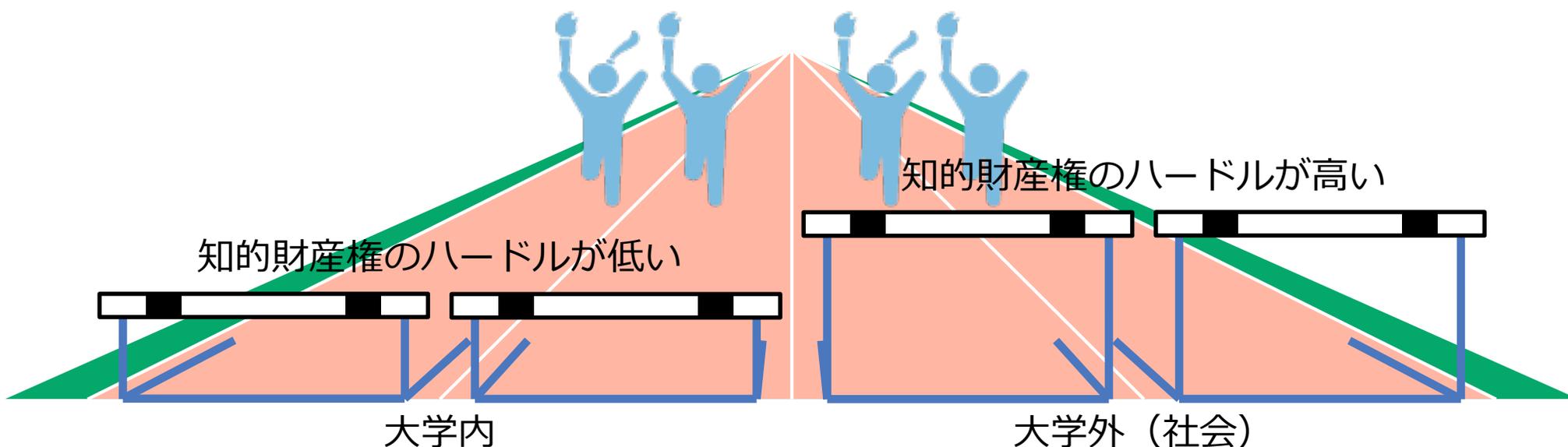
01-04 学生と知的財産

大学の授業・演習で行われるデザイン活動

- 商品化を目的としないため、知的財産権が問題となりにくい。
- 著作権法の規定により著作物の自由な利用が確保されている（学校その他の教育機関における複製など）。

社会に向けて発表するデザイン活動

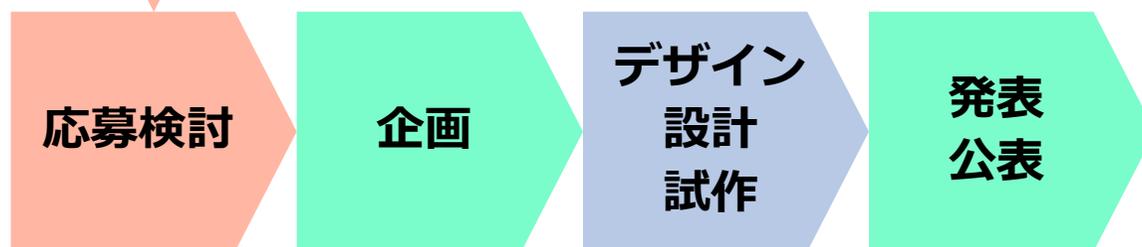
- デザインコンペや社会に向けての展示などでは、知的財産権への配慮が必要。



デザインコンペへの出品

- 契約書は、トラブルが生じたときに特に重要になるもの。
- 出品するだけで著作権などの知的財産権を主催者に譲渡するといった内容を含むコンペの要項もある。知的財産権を譲渡すると、たとえ自分の作品であっても、自己のポートフォリオに載せることができないなど、自由に利用できなくなる。

要項（契約書）の知的財産権に関する内容をしっかり読む



コンペの要項（契約書）に記載された、作品の取り扱い事項の例

- すべての知的財産権を譲渡する。
- 成果物および創作プロセスにおいて創出されたすべての知的財産権を譲渡する。
- 以前から所有している知的財産権について、無制限に使用許諾する。
- 著作者人格権※を行使しない。

※：公表権、氏名表示権、同一性保持権からなる。これらは著作者が有する権利であり、譲渡等を行うことはできない。